

羽咋市環境保全型農業直接支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に住所を有し農業経営として自然栽培農業を営む農業者に対し、市が予算の範囲内において羽咋市環境保全型農業直接支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、自然栽培農業用地の拡大を図り、もって農業の振興と地域の活性化に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然栽培農業 原則として、のと里山農業塾で自然栽培の講習を受講し、当該栽培農法を実践するもの。
- (2) 農業経営 自家消費のみでなく販売することを目的として農産物を生産すること。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所若しくは事業所を有しかつ自立して自然栽培農業を行う農業者（法人を含む。）又は集落営農組織（以下「農業者等」という。）
- (2) 原則として、JAはくいの主催する自然栽培部会に参画する者又は自然栽培部会に参画する者が構成員である法人。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に定める額に面積を乗じた額を上限とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(助成金の認定申請)

第5条 前条に規定する助成金の交付を受けようとする者は、所定の環境保全型農業直接支援助成金交付認定申請書（様式第1号）（以下、「認定申請書」という。）に添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 翌年度も引き続き助成金の交付を希望する者は、認定申請書に記載された達成すべき目標を選択しなければならない。

(助成金の認定)

第6条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認定したときは、環境保全型農業直接支援助成金交付認定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、毎年度2月末日までに環境保全

型農業直接支援助成金交付申請書（様式第3号）に必要書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第8条 前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付することに決定したときは、環境保全型農業直接支援助成金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 前条の交付決定通知を受けた者は、環境保全型農業直接支援助成金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の変更認定申請）

第10条 助成対象者は、第6条で決定した助成内容に変更が生じた場合は、速やかに環境保全型農業直接支援助成金変更認定申請書（様式第6号）を申請しなければならない。

（助成金の変更認定）

第11条 前条の規定による変更認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を変更することが適当と認定したときは、変更認定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の減額）

第12条 助成対象者のうち、前年度に設定した目標を達成していない者は、第4条第1項の規定にかかわらず、助成金を30%減額する。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。

（認定の取消し）

第13条 市長は、助成対象者が次の各号に該当したときは、当該事項至った日の翌日から認定を取り消すものとする。

- （1） 第3条の要件を欠いたとき。
- （2） 選択した達成すべき目標を3年間連続して達成していないとき。
- （3） 市税及び公課を滞納したとき。
- （4） 虚偽の申請又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （5） この要綱又はこれに基づく市長の指示に従わないとき。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

（助成金の返還）

第14条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の全部を原則として一括請求する。

- （1） 前条各号に該当する状態に至った後に助成金を受給したとき。
- （2） 前項のほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

作物の種類	助成金の金額
米・穀類・果樹類	20円/m ²
野菜類	30円/m ²